

舞鶴市一般廃棄物最終処分場

I 廃棄物埋立計画

II 維持管理計画

I 廃棄物埋立計画

1. 埋め立てる廃棄物

- ① 清掃事務所から排出される焼却残渣
- ② リサイクル事務所から排出される破碎残渣、減容残渣
- ③ ボランティア清掃活動で発生する不燃ごみ
- ④ 自治会等で実施される側溝清掃で発生する側溝汚泥
- ⑤ その他災害ごみ等

2. 埋立年数

概ね15年間の埋立処分を実施する。

3. 搬入方法

指定の搬入路から進入し、管理棟で計量後、埋立処理場へ搬入する。

搬入後、洗車場にて運搬車両に付着した廃棄物、土等を洗い流して退出する。

4. 埋立処分

搬入された廃棄物を重機等で敷き均し、飛散防止、臭い対策として毎日覆土を実施する。

5. 埋立記録

最終処分場の管理日報、覆土・整地業務報告、施設報告を記録し、搬入された廃棄物を把握する。

6. 埋立量測量

各年度末に、埋立処理場内の埋立廃棄物を測量し、埋立量を把握、計画的に埋立処理を実施する。

Ⅱ 維持管理計画

1. 点検項目(毎日)

- ① 気温
- ② 原水流入量
- ③ 放流量
- ④ 原水槽視度
- ⑤ 放流水視度
- ⑥ 凝集沈殿槽視度
- ⑦ 放流水pH
- ⑧ 凝集槽pH
- ⑨ 薬品残量(高分子剤、苛性ソーダ、ポリ鉄等)
- ⑩ 漏水検知システム

2. 水質検査(基準値は別表)

- ① 放流水(PH, BOD, COD, SS, 大腸菌群数, 窒素含有量, 磷含有量の7項目については月1回、それ以外の項目及びダイオキシン類は年1回。)
- ② 地下水(年1回、2か所、ダイオキシン類含む)…モニタリング井戸

3. 薬品供給

浸出水の処理に必要な薬品を常時管理し、不足が生じないように補給すると共に、計画的な供給に努める。

4. 覆土用土砂の供給

毎日覆土に必要な土砂をストックし、常時使用できる状態にしておく。

5. 施設点検

定期的に各施設の点検を実施し、必要に応じて補修等を行い、常時安定した稼働が可能な状況にする。

舞鶴市一般廃棄物最終処分場水質検査採水箇所図

